

平成 24 年 2 月 8 日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に係る金融庁関係内閣府令（案）等の公表について」に対する意見等の提出について

平成 24 年 2 月 3 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に係る金融庁関係内閣府令(案)等」に対する意見

| | 該当箇所（条項番号等） | 意見・確認事項 |
|---|--------------------|--|
| 1 | 銀行法施行規則第十七条の二第8項関連 | 「(当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。)」を追加改正しているが、銀行法施行規則第三十四条の十六第6項についても、同様の対応が必要ではないか確認したい。 |

以 上